



2026 年 8 月 28 日

各 位

会社名 株式会社フロンティアインターナショナル
代表者名 代表取締役社長 河村 康宏
(コード：7050 グロース市場)
問合せ先 取締役管理本部長 清水 紀年
(TEL. 03-5778-3500)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026 年 9 月 25 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 16,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,441 円
(4) 処分総額	23,056,000 円
(5) 処分予定先	社外取締役を除く取締役 2 名 16,000 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026 年 7 月 3 日開催の当社取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2026 年 7 月 30 日開催の第 36 回定時株主総会において、①本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額 50 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、②本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 40,000 株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。）とすること、③本制度においては、当社の取締役は当社により支給された金

銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとし、その1株当たり払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける取締役に特に有利な金額としない範囲において取締役会において決定すること、④本制度における譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、⑤本制度においては、（i）当該対象取締役に正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、（ii）当該対象取締役に役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除条件とすること、並びに⑥一定の事由が生じた場合には当社の普通株式を当社が無償取得すること等につき、ご承認をいただいております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役2名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 23,056,000 円と引換えに当社の普通株式 16,000 株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

1 譲渡制限期間

対象取締役に、2026年9月25日（払込期日）から当社又は当社子会社の役職員の地位を退任又は退職する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはなりません（以下、「譲渡制限」という。）。

2 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、対象取締役に、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社又は当社子会社の役職員の地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記3の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

3 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役に払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制

限を解除いたします。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡、任期満了、その他会社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の役職員の地位を退任又は退職した場合、期間満了時点において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任又は退職日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

4 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

5 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2026年8月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年8月27日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,441円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上